



うそ電話詐欺防犯情報

「宝くじ当選」や「財産贈与」等をかたったメールに注意!!

「高額のお金を受け取れる」と思わせるショートメール（SMS）が届き、受取手数料等として「コンビニエンスストアで電子マネーカードを買うように指示された」などといった相談が寄せられています。

中には、相手の指示どおり電子マネーカードを買って、カード番号を伝えてしまい、電子マネーをだまし取られた事例も発生しています。

下記の事例を参考にして、被害に遭わないように注意してください。



かごパトくん

【事例】



- 心当たりのない送信者から、
 - ・ 宝くじ「〇億円」当選しました。
 - ・ ネットバンキングの手続きをするので電子マネーを購入するように。

等といったショートメール（SMS）が届いた。

受信者は、手続きすれば当選金を受け取れるものと思い込み相手と連絡を取り、指示どおりコンビニエンスストアで電子マネーカードを購入後、カードの記号番号をメールで送信してしまい、買った額の電子マネーをだまし取られたもの。

【事例】

- 心当たりのない送信者から、
 - ・ 病気で余命宣告された。「〇億円」の財産を譲りたい。
 といったショートメールが届いた。その後、別の者から、
 - ・ 〇億円の受取は、2人一組のペア制になっている。
 - ・ あなたが承認しないと私も受け取れない。

等といったメールが届いた。

さらに、送金担当者を名のる者、弁護士を名のる者から「送金手続」等といったメールが次々と届いたことから、受信者は、財産を受け取れるものと思い込み、送信者と連絡を取り、指示どおりコンビニエンスストアの端末を操作するなどして、買った額の電子マネーをだまし取られたもの。



《 注 意 点 》

- 高額金を受け取れるといった「うまい話」はないこと。
- 心当たりのない送信者からのショートメールには注意し、メールに添付されたリンク先（URL）には、絶対にアクセスしないこと。（詐欺などの犯罪被害に遭うおそれがあります。）
- コンビニエンスストアで電子マネーカードを購入するように指示され、カードの記号番号を聞かれたら詐欺であること。等に注意し、心当たりのないメールや電話が来たときは、一人で判断せずに、家族や警察に相談しましょう。

